

高山市立日枝中学校 いじめ防止基本方針

令和6年度版

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！ いじめ宣言」が採択され、学校としても生徒の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても生徒および学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「日枝中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。また、「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「文科省方針」という）が平成29年3月14日に最終改定された。それを受けて、本方針を改正した（H29.5.29）。更に、平成30年3月16日の総務省調査結果に基づく勧告を受けて、本方針に「重大事態の発生報告など法等に基づく措置に係る規定内容」（P10）を加えた。更に、令和3年3月改定 高山市いじめ防止基本方針の内容を受け、改正した。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

文科省方針：いじめの定義（定義の解説の改定点）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことが出来た場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

文科省方針：いじめの定義（具体的ないじめの態様）

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。(アンケート、教育相談、生徒理解研)
- ・全教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。(生徒理解研、ケース会議)
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。(学級びらき、学級目標、人権集会)
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

文科省方針：いじめに対する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。(学級活動、生徒会・委員会活動)
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。(アンケート、教育相談週間)

(2)「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という生徒を大切にする。
- ・授業場面において、挙手している生徒への指名のみならず、挙手がない生徒への意図的指名を通して、広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。また、学び合いを通して、協同的に取り組むことのよさを実感できる場とする。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

→学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に確認される取組を行うことが有効である。（例：いじめ防止・対策委員会の教師が講師を務め実施）

→いじめに向かわない態度・能力の育成として、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ。

- ・いじめは重大な人権侵害
- ・被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残す
- ・いじめは刑事罰の対象
- ・不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得る

→いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・障害のある児童生徒が関わるいじめ
- ・親が外国人である児童生徒への対応（偏見など）
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童生徒に対するいじめ
- ・被災児童生徒に対するいじめ

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、PTAと連携して保護者や地域の方も交えた交流会や研修会等、自治的な活動を充実する。（保護者の意識を高める。）

（６）積極的な他機関との連携

- ・いじめ事案が起きてから他機関と連携をとるということにとどまらず、いじめを予防する観点から、他機関の方の講話を企画するなど連携を図る。（例えば、SNS 上で起こったトラブルや、法的根拠に基づいたインターネットの使い方について、高山警察署生活安全課の方に講話をしてもらう）

3 いじめの早期発見・早期対応

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・毎月第3水曜日）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・アンケートの結果をもとに、即日対応が必要なものについては、即日対応。2日間かけて聞き取りを行い、担任＝主任＝管理職という流れで、トリプルチェックを行い、記述についての見逃しや見過ごしを防ぐ。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

（２）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。（事後報告も含め、記録を残す。）

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身に行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな

協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、**該当学年主任、該当学級担任、教育相談主任、保健主事、養護教諭、SC、特別支援コーディネーター** 等

※必要に応じ、参加職員を生徒指導主事が招集する。

職員以外：保護者代表（PTA 会長、**該当学年 PTA 学級委員**）、学校運営協議会代表、SSW 等

※他、弁護士、学校医、警察官（経験者）、民生児童委員、主任児童委員、市教委指導主事 等※必要に応じ、校長が依頼する。（実効性のある人選をする）

学校運営協議会においても、いじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

※計画的に行う

月	取組内容	備考
4月	・学校だより、Web ページ等による「方針」(見直したもの)等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・ <u>高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有</u> ・学校評議員会等で「方針」説明 ・ <u>いじめ・心のアンケート</u> （記名式）の実施、教育相談の実施 ・マイサポーター制度の周知及び、生徒と教師の紐づけ	「方針」の確認 <u>学年始め休業中の指導</u>
5月	・PTA 総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・ <u>いじめ・心のアンケート</u> （記名式）の実施、教育相談の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ・QU アンケート実施 ・学校運営協議会 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会（生徒会主催によるいじめ防止の取組について） ・ <u>いじめ・心のアンケート</u> （記名式）の実施、教育相談の実施	

7月	・教職員に対し、いじめに関わる取組評価アンケートを実施（対策等の見直し） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・生徒向けネットいじめ研修① ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・いじめ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） ・いじめ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・Webページ等による取組経過等の報告 ・いじめ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
10月	・いじめ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校運営協議会 ・「ストップ！いじめ宣言」強化月間	
11月	・いじめ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・QUアンケート ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・生徒向けネットいじめ研修②	
12月	・「ひびきあいの日」（生徒会のいじめ防止対策の発表） ・教職員に対し、いじめに関わる取組評価アンケートを実施（次年度に向けて、対策等の見直し） ・いじめ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・いじめ・心のアンケート（記名式）と教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・学校いじめ防止基本方針に基づく<u>取り組みの実施状況を学校評価の評価項目へ位置づける。</u> ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・生徒会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会 ・いじめ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・いじめ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・学校だより等による次年度の取組等の説明	問行調査 次年度への引き継ぎ <u>学年末休業中の指導</u>

※この年間計画を「学校いじめ防止プログラム」とする。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止・対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

注）番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

法：第1号「生命心身財産重大事態」

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発祥した場合

【主な対応】

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。

- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存（書庫）する。

*次ページの対応マニュアルは、H29年度に校区の小学校のマニュアルを参考に作成した。

令和6年度

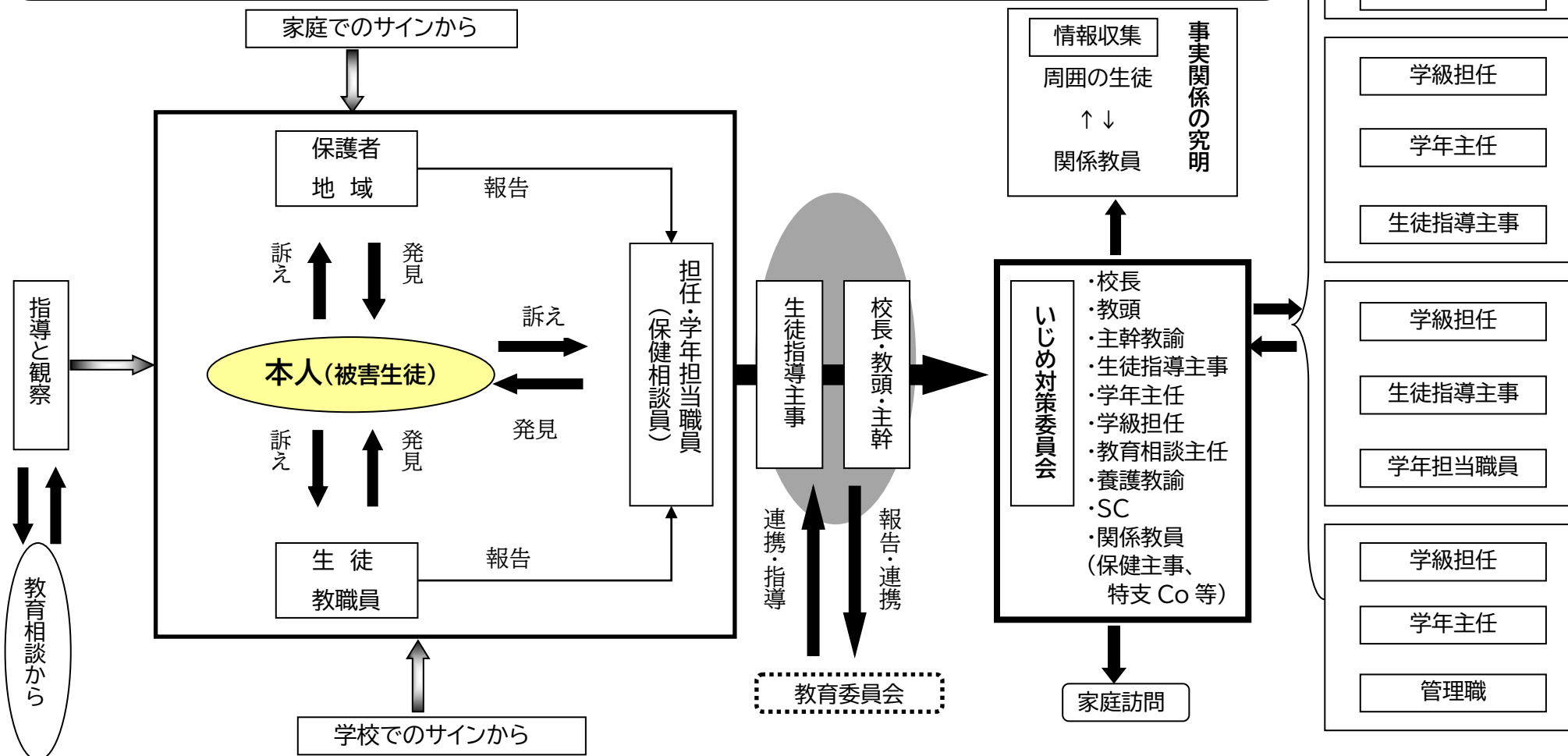
日枝中学校 いじめ対応マニュアル

このマニュアルは週案に貼ること！

<いじめの基本認識> いじめ 見逃しゼロ！ 見放しゼロ！

- ・いじめは絶対に許されないという強い認識(子・保護者に周知徹底)→未然防止
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う
(けんかやふざけ合いでも、相手側の苦痛・被害に着目する)
- ・いじめ問題は学校のあり方が問われる→認知件数にあげる
(いじめがあることは恥ではない。どう取り組むか、どう対応したか)
- ・いじめ問題は関係者が一体となって取り組む→1人で抱えない、チームで対応

- ・ 危機管理意識をもち、複数の目で見ると
(どの学校でも、どの子にも起こり得る)
(見ようと思って見ないと見つけにくい)
- ・ 事実確認は正確に行う
- ・ 迅速、組織的に動く
- ・ 誠意をもって対応する



【いじめ発生時の基本的な対応】

いじめの発生	・ できる限り多くの情報を収集する。 ・ 訴えが被害生徒、加害生徒の家族の場合は、相手の立場に立って話を聞く。電話での対応のみではなく、家庭訪問をしたり、来校をしてもらったりして対応する。
報告	↓ ・ 直ちに報告する。 発見者→担任→生徒指導主事→教頭→校長 →市教委 ・ 日時、場所、加害生徒、被害生徒、状況など ・ 指導の記録を時間経過に従って詳細に記録しておく。事実のみを正確に書く。 ・ 誰がどう対応するか(対策委員会)を検討する。 ↓
正確な事実確認	・ 被害生徒、加害生徒から事実の背景と経過について把握する。 ・ 事実確認の初めから加害生徒、被害生徒、関係者等を集めて話を聞くことは避ける。 ・ 必要に応じて複数の職員(チームで)で聞き取りにあたる。 <被害生徒> ・ 本人が一番話しやすい職員が対応する。 ・ 事実を把握するために、慎重に進める。 <加害生徒> ・ 事実確認の段階で、事の善悪を安易に判断しない。 ・ 多面的に事実を確認する。 <傍観生徒・他の生徒> ・ できる限り多くの情報を収集する。 ・ 事実確認の段階で、事の善悪を安易に判断しない。

【いじめを解決するための対応】

加害生徒への指導援助	(指導援助のねらい) ・ いじめをしている自分を見つめ、いじめをしてしまった自分の心に気づき、乗り越えようとする。 ・ いじめは、どんなことがあっても絶対に許されない行為であることに気づく。 (配慮する点) ・ いじめた動機やいじめているときの気持ちなどについて、十分聞く。 ・ 自分の心を見つめる時間や雰囲気をつくる。 ・ 心を開く言葉かけをし、心に問いかける。 ・ 一方的に押しつけられたり、責められたりしていると感じないようにし、自分で気づいていくように指導・援助する。 ・ 教師が感情的にならないよう留意する。
被害生徒への指導援助	(指導援助のねらい) ・ 「自分は先生から守られている」と感じる。 ・ 安心して生活することができるようにする。 (配慮する点) ・ 「いじめられる側に原因はない」という考えのもと、共感的理解に心がける。 ・ 前担任等から再度情報を得て、生徒の気持ちに寄り添いながら援助をする。 ・ 今後の方針や対応について、生徒や保護者の理解と同意を得る。
傍観生徒への指導援助	(指導援助のねらい) ・ いじめられた生徒の傷ついた心について考えることができる。 ・ 自分の立場に気づき、見つめることができるようにする。 (配慮する点) ・ 何もせずに見ているだけでも相手を傷つける側になっているということ、いじめに加担しているということに気づかせるため、必要に応じて個別にも指導する。